

(別紙)

施 工 条 件 の 明 示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工程については、監督員に毎週一度必ず報告し、当初工程と著しく変更が生じた場合は監督員と協議の上、変更工程表を作成すること。・ 工事は原則として長狭地区火葬場の休業日（友引）及び利用のない日に行うこと（火葬場利用者に影響がない工事についてはこの限りでない）。・ 施工時間は原則として午前8時から午後5時までとする。なお、上記時間には準備及び片づけも含まれる。
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 本工事について問題等が生じた場合は、監督員と協議すること。・ 資材・発生材置場等の位置は、監督員と協議すること。
公 害 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工事期間中に発生が予想される騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等には十分に注意すると共に、予想される場合には監督員と事前に協議すること。また、発生した場合は早急に対策を講じることとし、施設利用者等に迷惑がかからないようにすると共に、監督員に速やかに報告すること。・ 鴨川市公害防止条例及び同条例規則における対象工事に該当する場合は、鴨川市環境課へ「特定建設作業の届出」を提出するものとする。
安 全 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工事施工中の安全管理はもちろんのこと、施工時間外における安全対策についても十分配慮すること。
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工事用車両の通行経路については監督員と協議すること。
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工事期間中に第三者による事故等が起きないように安全対策に努めること。
建 設 副 産 物 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 監督員の承諾を得た後、処理するものとする。
工 事 支 障 物 件	<ul style="list-style-type: none">・ 本工事において埋設物（水道管・污水管、電気配管、ガス管等）については事前に確認し、施工に支障が予想される場合は監督員と協議すること。
排 水 関 係 (濁水処理含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし。
薬 液 注 入 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 工事着工前に打合せを実施する。（監督員、現場代理人、主任技術者）・ 施工する箇所については、現況確認を行い施工計画を立て、監督員の承諾を得ること。・ 工程表、施工計画書（承認図等を含む）の提出前の工事着手は原則として認めない。